



## 猫を飼われている方へ

市には、市民の方から猫に関する相談が多く寄せられます。  
内容は、「敷地内や畑にフンをする」、「車や屋根に登る」など多岐にわたり、福島町の一部地域から猫のフン被害の相談が寄せられています。

あなたの飼い猫が屋外でご近所に迷惑をかけているかもしれません。  
飼い主の方は下記の事項をお読みいただき、地域に迷惑を掛けないように配慮してください。

### 飼い主に守ってほしい4つのお願い

#### ◇最後まで愛情と責任をもって飼い続けましょう。

猫を虐待したり捨てることは犯罪です。違反すると懲役や罰金に処されます。

#### ◇室内飼育に努めましょう。

昨年度、市内では現在も多く猫が道路上で事故死しています。また、迷子や猫エイズなどの感染症を予防するためにも猫は室内で飼いましょう。

#### ◇所有者を明示しましょう。

屋外では飼い猫と野良猫の区別がつきません。もしものために所有者がわかるよう迷子札をつけましょう。

#### ◇不妊・去勢手術をおこないましょう。

望まない繁殖が無くなります。オス猫の場合は近隣で猫が増えることを抑えられます。  
発情期の鳴き声やケンカがなくなり、オス猫のマーキングが減少します。

### ○猫のフンの処理

可燃ごみとして出すことができます。

※猫砂に本物の砂や石を使用している場合は取り除いてください。

### ○猫の捕獲はできません

猫の捕獲等の依頼を受けることがありますが、猫は愛護動物であるため、野良猫であっても市が捕獲することはできません。猫でお困りの場合は長野保健福祉事務所(Tel026-225-9065)にご相談ください。

## 野良猫にエサを与えていませんか？



かわいそうな命を思う気持ちは大切ですが、ただエサを与えるだけでは猫を居つかせて、繁殖してしまい、かえって不幸な命を増やします。また、あなたの知らないところで猫たちが、他のお宅に大変な迷惑をかけていることもあります。

屋外で猫にエサを与える場合は以下のルールを守り、猫による被害と、不幸な命の誕生を減らしていくことが大切です。

### 屋外で猫にエサを与える際のルール



#### 1. 他人の敷地などでエサを与える場合は、必ず管理者の許可を受ける

#### 2. 置き餌は絶対にしない

他の地域の猫まで居つかせる原因になります。また、カラスなどを呼び寄せたり、ハエの発生など不衛生な状態にもなります。

エサを与える場所と時間を決め、適量を器に入れ、食べ終わるまで見守り、食べ終わったら速やかに片づけましょう。

※猫がエサをねだっても、その日は与えずに時間を守ります。数日で、猫たちは時間にあわせて姿を見せるようになります。

#### 3. 排泄場所を必ず作る

排泄場所がご近所の庭先であってはいけません。植木のプランターに土を入れて砂を敷くなどすれば排泄場所は作れます。市に寄せられる猫の苦情で、最も多いのが糞尿被害です。エサを与えるなら、必ず排泄場所も作り、常に猫たちが快適に排泄できるよう環境づくりを行ってください。

また、ご近所に迷惑をかけた場合は責任をもってフンを回収してください。

#### 4. 不妊去勢手術をおこなう

猫は繁殖力の強い動物です。野良猫をかわいそうと思うなら、かわいそうな野良猫がこれ以上増えないようにすることを優先しましょう。

#### 5. ご近所に迷惑をかけていないか、良く観察する

猫に庭の植木や花を痛められた、糞や尿をされた、車を傷つけられたなどの被害にあうと、猫と、猫にエサを与えている人に反感が生じます。猫の行動範囲をよく観察し、ご近所に迷惑になっていないか、常に気を配ってください。